

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：ガーナ 担当：農村開発部
案件名：小規模農家機械化促進

1 契約予定期間：2014年4月上旬～2016年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における農業機械に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月19日から2014年2月21日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月19日から2014年2月24日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月7日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 3月下旬
- (5) 契約交渉 : 3月下旬

5 業務の目的

ガーナにおいて、農林水産業に従事する産業別労働人口は労働人口全体の半分以上を占め、男性については、およそ6割が農林水産業に従事している。2010年の人口センサスによれば、約250万世帯が農林水産業に従事しており、その内、約95%が耕種農業を行っている。農家の90%は、圃場の面積が2ヘクタール以下と小さいものの、農作物加工や仲買、小売等のバリューチェーンも含め、農業は、雇用創出の面で重要な役割を果たしている。

農業セクターは、GDPの3割を占め、経済成長を牽引する重要な産業である。農業生産全体の動向として、主要作物の生産量は増加傾向にあり、コメ以外の主要作物は自給を達している。しかしながら、耕地可能地の内、実際に耕作される割合は全体の6割弱に留まり、また、作付け面積は広がっていない。また、主要作物の中で、ヘクタールあたりの平均収量が達成可能値を満たしている作物はなく、生産性向上、耕地面積の拡大が望まれる。以上より、農業機械化の促進は、作物生産性向上と労働省力化の見地から、農業セクター開発に大きく貢献すると考えられる。

食糧農業省は、2008年に農業セクターの活性化に向け、6つの開発目標を有する食糧農業セクター開発政策（FASDEP）を策定した。またFASDEPの開発目標を実現する具体的な投資計画として、中期農業分野投資計画（Medium Term Agriculture Sector Investment Plan：METASIP）を策定した。FASDEPの開発目標のひとつである「食糧安全保障と非常時の準備態勢」のコンポーネントに農業機械化が位置づけられる。METASIPでは機械化促進の課題として、農業機械アクセスの不十分さ、中間技術の活用不足、生産・加工機械の不足、加工技術の不足、情報の不足があるとしている。こうした課題に対し、食糧農業省の主要プログラムとして、プライベート・セクターによる農業機械化を推進する農業機械化サービスセンター（AMSEC：Agricultural Mechanization Service Centers）が2007年から実施されている。同プログラムは、民間からAMSEC設立の申請を受け、採用された事業者に対し、AESDが設立に向けた支援を行い、AMSECとして近郊農家への賃耕を行う事業である。申請者は、民間企業、農民組織（FBO）、農業機械の所有者/賃耕業者とされる。AMSECとなった業者に対しては、AESDから農業機械が廉価に販売され、AMSECは賃耕ビジネス行いつつ5年間でトラクター代金を延べ払いする。我が国の2KRにおいても、同様のアプローチにて、小規模農家の農業機械アクセスを改善する取り組みが実施されている。また、AMSECに対しては、農業機械の保守・管理、財務管理及びマーケティングに関する研修も実施される。

METASIPにおいては、2015年までに全国で170のAMSECを設立することが数値目標とされているが、2011年までに設立されたAMSECは89に止まる。AMSECの増設に向け、個別AMSECの賃耕ビジネスが持続していくためにAESDの体制強化が必要とされ、AMSECのマネージメント改善に関するAESDへの助言を行うJICA個別専門家の派遣要請が食糧農業省から提出された。

係る状況の下、本業務は、農業機械化アプローチ全般にかかる現状を確認し、AMSECサービスの持続性（特に経営面の持続性）を高める試行的な手法や活動を選定した上で、AMSECサービスのアクセスを強化するパイロットプロジェクトを実施することによりAMSEC対象地域における適切なタイミング及び支払可能な金額設定等を図り、小規模農家へのAMSEC農業機械貸出サービスの強化をすることを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ガーナ国アクラ他

(2) 相手国関係機関

(3) 業務内容

【第1年次：2014年4月～2015年3月】

- 1) 農業機械化アプローチ全般にかかる現状を確認する。
 - ア) 農業機械化に関する政策・他ドナーの動向・現状の調査
 - イ) 過去の関連分野における調査レビュー
 - ウ) 収穫後処理の現状把握
 - エ) AESDの役割に係る調査
 - オ) AMSECのサービス状況に関する調査（機械の運用計画、稼働状況、機械維持管理状況他）
 - カ) AMSECによるトラクター代金支払状況の調査

- 2) AMSECサービスの持続性を高める試行的な手法や活動を選定する。
 - ア) 現状と課題の分析に基づくAMSEC運営強化に向けたアプローチの特定（AMSEC組織内のマネジメントの状況と対顧客（農民）に対するサービス提供状況）
 - イ) AESD職員及びAMSEC関係者がア)を実践するために必要な能力の特定
 - ウ) 小規模農家によるAMSECサービスアクセス向上に資するアプローチの特定
 - エ) 2KR供与機材購入者の賃耕サービスとAMSECのサービスの比較を通じた有用事例等のAMSECへの反映と2KRへの助言
 - オ) 2KR及び他ドナーの支援等により投入される機材の効果的活用計画策定への助言

- 3) AMSECサービスへのアクセスを強化するパイロットプロジェクトを実施する。
 - ア) AMSEC運営強化に向けたAESDとAMSEC関係者を対象とした経営視点によるトレーニングの計画策定と実施を行う
 - イ) 農家がAMSECサービスにアクセスするために必要な情報共有と理解促進を行う
 - ウ) 上記に基づくパイロットプロジェクトの実施を行う（AMSECの選定、多角経営による所得増加モデル化、農業機械の適正な利用による経費の削減、スペアパーツアクセス・維持管理にかかる情報共有他）
 - エ) 研修成果とパイロットプロジェクト結果を踏まえ、AMSEC開発ガイドラインとの取りまとめに向けた助言・指導を行う

【第2年次：2015年5月～2016年3月】

- 1) AMSECサービスの持続性を高める試行的な手法や活動を選定する（継続）。
- 2) AMSECサービスへのアクセスを強化するパイロットプロジェクトを実施する（継続）。

7 成果品等

- (1) 報告書等
 - 1) 業務計画書（和文）（2014年4月中旬、2015年5月上旬）
 - 2) ワーク・プラン（英文）（2014年6月上旬、2015年6月上旬）
 - 3) プロジェクト業務進捗報告書（和文・英文）（2015年3月上旬）
 - 4) プロジェクト業務完了報告書（和文・英文）（2016年3月上旬）
- (2) 技術協力成果品等
 - 1) ガーナ農業機械化現状報告書
 - 2) AMSEC運営ガイドライン

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/経営戦略（評価対象予定者）
- 2) 農民組織化/営農（評価対象予定者）

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。
- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。